

## 監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和7年1月28日

木津川市監査委員 西井 正  
木津川市監査委員 兎本 尚之

### 定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

### 記

1 監査執行年月日 令和6年11月29日（金） 午前11時00分から

2 監査対象部局及び監査対象

総務部

総務課

- (1) 公用車の配置・管理状況について
- (2) 公文書・例規事務の適正化について
- (3) 本庁舎及び支所庁舎の在り方について

財政課・行財政改革推進室

- (1) 財政見通しとその課題等について
- (2) 未利用の市有地の活用について  
(旧木津学校給食センター・木津川原田等)
- (3) 第4次木津川市行財政改革大綱・行動計画の取組状況について
- (4) 木津川市公共施設等総合管理計画・施設類似型別個別施設計画の状況について

税務課

- (1) 過誤納還付金事務の状況について
- (2) 市税の不納欠損処理事務について
- (3) ふるさと納税に関する市税の影響について

指導検査課

- (1) 令和6年度入札実施状況について（令和6年10月末現在）
- (2) 入札事務の適正な執行について

3 監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行

について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

#### 4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次に示すように指摘を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に留意されるよう意見を述べる。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

(別 紙)

**【総務課】**

監査結果報告に添える意見として、依然として、公用車による事故は減少していない状況である。今後も、職員に対して、運転時の法令順守及び安全運転に心掛けるよう指導されたい。特に、運転に不安を感じている職員に対しては、運転技術講習を行うなどの対策を講じられたい。

文書管理において、公文書の管理はもとより、パソコンデータの管理について、わかりやすく迅速に検索できるようルールを整理されたい。

コミュニティ助成事業補助については、交付基準、交付手続等を明確にするため要綱を制定されたい。

**【財政課】**

**【行財政改革推進室】**

監査結果報告に添える意見として、財政見通しは、人件費や扶助費などの義務的経費の増加や物価高騰や労務単価などの増加により、たいへん厳しい状況となっており、毎年多額の基金繰入がなければ、予算編成できない状況となっている。より健全な財政運営を行うためにも、今後も、歳入の一層の確保と限られた財源の中で効率的、効果的な歳出に努め、将来に向けて安定的な財政運営に努められたい。また、第4次行財政改革行動計画の推進にあたっては、P D C Aサイクルを生かし、事業の検証、進捗管理、点検、評価を確実に効果的に実施されたい。

**【税務課】**

監査結果報告に添える意見として、課税事務については、市民に対して公平・公正で適正な課税を行うことが求められることから、担当職員の研修を実施し、課税誤りが無いよう努められたい。

また、事務において多くの時間外勤務を要することは理解するが、特定の職員に時間外勤務が偏らないよう、職員の心身の環境、健康管理からも創意工夫し、時間外勤務の縮減や業務の平準化に取り組まれたい。

**【指導検査課】**

監査結果報告に添える意見として、入札事務については、応札者が1者により入札の中止が見受けられる。入札の公平性の観点、競争性及び透明性を確保するためにも、仕様書や参加要件を緩和し、入札に参加する事業者が拡大されるよう検討されたい。

指導検査課職員が上下水道事業の工事検査を担っている。水道事業会計及び下水道事業会計は公会計であり、独立採算制の観点から工事検査事務に係る負担金を徴取することなどを検討されたい。

以上。